

発行所 社会通信社 発行人 滝野 忠

ホームページ <http://shakaitsuushin.cool.coocan.jp/> e-mail: shakaitsuushin@nifty.com

東京都渋谷区本町六丁目二八―二九〇四 電話・FAX(03)3299―5367

郵便振替 〇〇―〇〇―九―五八四三一 労金 中央労金本店 No.1154163

〈もくじ〉

■巻頭言■

牙を抜かれたマルクス主義

原野人：2

エコ社会主義と斎藤幸平先生

階級的労働運動の再建

山下俊幸：3

―社会主義政党及び社会主義者の歴史的使命(上)―

◇信州松本通信◇

向坂逸郎先生と万年筆

中澤秀行：6

―「闘いの武器」の行方を気にされていた百瀬嘉郎さん―

構造化する「累進増税なき所得制限撤廃」

佐々木一雄：8

―子ども手当、幼保無償化、一律10万円給付(上)―

「唯物史観」の学習

第一回

森勉：11

―川口武彦著「唯物史観」労大新書 1978年―

読者からのおたより

・・・・・・・・・・・・・・・・

12

旬刊社会通信

NO.1335

二〇二一年五月一日号

二〇二一年五月一日発行
(毎月一日・一五日二回発行)

牙を抜かれたマルクス主義

エコ社会主義と齋藤幸平先生

稲村守さんは何よりも急所をよくつかむ。(社会通信4月15日号参照)

心優しい稲村さんは齋藤幸平氏を、次の3行のように、何とか救済してあげようとするのだが、マルクス主義の立場から4行目以下のように厳しく批判せざるをえない。

『『エコ社会主義』であろうと、『従来のマルクス主義』であろうと、資本主義とは極めて問題のある社会体制であり、根本的変革、すなわち革命が、社会主義革命が必要であることは齋藤准教授も否定はしないであろう。』

「齋藤幸平さんが従来のマルクス理解を『掠奪や収奪の経済モデル』という藁人形を仕立て上げ、自らの『不可能な“コミュニズム”』(斉藤著『人新世の〈資本論〉』334頁)ともいう、協同組合によるエコ社会主義化をめざそうと、独占資本の主要生産手段の国有化・社会化、そのための憲法的・法的手続きを含めた社会主義平和革命を否定し去るということである。』これが活動方針にまで載った齋藤理論である。

協同組合を増やせば、資本主義は消滅する

著書を読まずとも、東京新聞の「あの人に迫る」(2月20日)は齋藤幸平先生の「コミュニズム」に迫っている。先生の主張の核心部分はこうである。

「資本家によって商品化されている生活に不可欠な物やサービス、資源や生産設備などは、これらを『コモン(共有財産)』とする。労働者や市民の自発的な結社が共同で管理・運営します。もうけにとらわれずコモンに重きを置けば、人新世の危機を乗り越えられると考えています。」

「3・5%の人々が非暴力の方法で立ち上がると社会が大きく変わる、米国の政治学者は、そう指摘しています。」

「労働者が出資して事業の運営に携わる『協同労働』を実現する労働者協同組合が昨年12月に国会で成立したことを、肯定的に評価しています。」

「労働者や市民の自発的な結社が社会の富を共同で管理・運営する領域を増やしていけば、資本主義はやがて消滅する。私たちが今ここで3・5%に加わるかどうかは問われているのです。」

かくして万国の労働者が団結する必要もなければ、学習会を組織して労働運動を階級的に強化する必要もないし、社会主義政党を強化する必要もない。

独占資本の支配する下で、その政治的代理人である自民党と高級官僚が中心に策定した労働者協同組合法や生活協同組合法等にとり、労働者や市民の自発的な結社が社会の富を共同で管理・運営する領域を増やしていけば、資本主義はやがて消滅する、というのである。私たちが今ここで3・5%に加わるかどうかは問われているだけである。我々は収奪者(独占資本)を収奪して巨大な主要生産手段を自分たちの共有物にしなくとも、独占資本の掌の上で、めでたく搾取のない社会主義社会を実現できるのである。これが「脱成長コミュニズム、エコ社会主義」である。(原野人)

階級的労働運動の再建

— 社会主義政党及び社会主義者の歴史的使命(上) —

向坂逸郎

「われわれは、はっきり階級政党と名のる。それは労働者階級の政党であるからである。階級闘争は、一定の条件のもとでは社会主義革命となり、資本主義社会は社会主義社会に転化される。このような階級闘争と、社会主義革命によって、小経営者、農漁民、知識階級の利益をも実現して行く。資本主義社会は、ごく少数の資本家階級と圧倒的労働者階級の組み合わせで出来ている社会である。」(文芸春秋刊・向坂逸郎著『わが生涯の闘い』296頁)

「山川さんに、戦前であったが、労働者の都市大牟田について話したとき、そこにとっかとすわりこんで労働運動をやるといいですね、といわれたことがあった。戦後、九大に復職したとき、やはり、こんなことを言われた。……山川さんのこんな言葉を思いだしながら、私は、日本の労働運動を強くする外に、あの暗い戦前の日本の再来を防ぐ方法はない、と考えた。……労働者の組織を一举に強くする方法はない。産業の各部門に、ことに基幹産業の労働者組織に、強い太い柱を立てることによって、労働者の組織を支える。このような支柱の数を増加する。そして、全労働者組織を支える。このような支柱の数を増加する。そして、全労働者組織を一段と引き上げる。さらに、その上に強い支柱をつくる。それをふやす。このようにして全労働者階級を支える。……私はこんな大事業が一人で出来ると思うのは阿呆である。私は、三池という一本の柱を強くすることに協力した。今後もそうするだろう。」(同47頁)。

「昭和22年に、20名ばかりの三鉦労組員ときさやかに、学習会が始められた。その中に組合の執行部員は一人もいなかった。ただの組合員であった。……ほんの4、5人しか来ないときもあった。あるときは、会がとだえたこともあった。しかし、やめる気はなかった。つづけた。学習会のこつは、つづけることである。どんな障害があっても続けることである。」(同45頁)。

「私は、ときどき『学ぶことは闘いである』と書く。学ぶことは、まず初めに自分との闘いである。われわれの中には、怠けたいという心と勉強をつづけ、社会主義のために学ぶなければならぬ、という心が同居している。」(同425頁)

以上、紹介した向坂逸郎の言葉は、私たちのなかに現在も生き続けている。

加藤さんの妄想

私が永きにわたり大変お世話になり、現在、新社会党の重責を担っている加藤晋介さんが都内の集会(2020・10・28)で講演し、その講演内容に疑問をもった知人から講演録が送られてきた。この講演については『新社会』(2020・11・17)で要約が掲載されている。

その講演録によると「日本の労働運動の弱点は、『職場に労働運動を!』と言いながら、地域に根を張らなかったことだ」と現状認識を示した上で、「いまや、職場がリモートワークや『雇用されない労働』によって崩されようとしている。その問題意識を持たなければならない」とし、「国労がつぶされ、郵政、電電公社は民営化され

た。集团的労資関係で資本を押し返す力のある労働組合が、いま、どこにあるのか？ 戦闘的に一生懸命闘っている地域の合同労組、ユニオンはあるけれど、『落ち穂拾い』にとどまっている。全体としてみると、集团的労資関係、つまり階級闘争にはなりえていない。私たちはもう一度、戦略を考え直す時期に来ている。『労働組合が戦闘的に闘えばよい』という教条だけでやるのはだめだ。」と問題提起している。

また、新社会党のそれぞれの県本部が作成したとされる、2021・2・23開催の新社会党の都道府県代表者会議のメモが多数出回り私の元にも複数送られてきた。それらのメモによると、某県本部代表者が「ユニオン・非正規では労働運動は出来ない、との発言は間違っている」と指摘したのに対し、対する答弁として「スローガンばかり言うのはやめましょう。階級的労働運動は否定しないが、ユニオンは落ち穂拾い」「非正規3〜5名では労働運動とは言えない。社会的影響力を与えるのが労働運動だ、日本に産別労働運動が形成されず、階級的労働運動が無かった」と答弁。氏の持論を改めて言及したと同メモに記されている。さすがに、岡崎委員長は「新社会党が労働運動を軽視している、と思わないでほしい」と発言したと記されている。

このような発言に対して「上から目線だ」との批判と共に、これまでの氏の功績を高く評価していた人々から、驚きと共に「ショックだ」という声が寄せられた。このように受け止められることは、氏の本意ではないと思うし、大変残念なことである。私が知る限り向坂は学者には厳しかったらしい。私は2度ほど鷲ノ宮の自宅を訪問し直接お会いする機会があったが、労働者には優しくかった。向坂も岩井章、灰原茂雄、塚元敦義も上から物を言うという態度は無かった。常に労働者の目線で接していた。

労働者階級

「階級的労働運動は無かった」「階級闘争にはなりえていない」という見解に疑問を感じる。『共産党宣言』は、労働者階級の解放と新しい社会の実現の偉大なる予告である。…『宣言』は階級闘争の書であると同時に人生の書である(向坂逸郎著『新・私の社会主義』至誠堂新書)と言われる。そこで『共産党宣言』や向坂逸郎、灰原茂雄、塚元敦義、そして岩井章ら先人たちの書物をひもとき、労働運動について検討を試みることにした。

「全人類の歴史は階級闘争の歴史であった。つまり、搾取する階級と搾取される階級、支配する階級と圧迫される階級とのあいだの闘争の歴史であった」(『共産党宣言』1888年英語版への序文、岩波文庫27頁)、「あらゆる階級闘争は政治闘争である」(同55頁)と。

向坂逸郎は「労働組合の運動は階級間の闘いである。それはどんな戦争にも劣らぬ真剣な戦いである。」(社会主義協会編『資料 三池闘争史』9頁)、「労働組合は…ヨリよき社会を実現とする階級闘争の組織である。」(同)、「社会主義政党は、労働組合と有機的に結びつくことなくして、社会主義を実現することは出来ない」(同11頁)と。「三池について、学習主義だという非難が…私どもは、戦闘的理論なくして、戦闘的運動はありえない」(労働大学刊『三池と私』235頁)と。

塚元敦義は、「労働運動の階級的な強化のなかで、社会主義運動の強化がちとら

れていくし、同時に、社会主義運動の前進なくして、労働運動の階級的強化はかちとれない。まさに、労働運動と社会主義運動の有機的結合こそが、私たちのめざすべきものだと思います」（労大新書『三池闘争』175頁）と。

岩井章は「『総ての闘争は階級闘争である』。これはマルクスの言葉だ。総ての闘争は政治闘争へ発展する」と言っている。（1982年、国際労働運動研究会刊・『反独占・軍拡・反差別の闘い―階級的労働運動の反撃―83頁』）

「1960年の三池と同じ位置に国労がある。あの時も総資本の力で三池を攻撃した。…今度は国労をつぶしたいという。前回も、日経連も、経団連も、政府も警察機動隊も総動員した。右翼団体もでてきた。」（同60頁）と。

1990年に発行された『闘い学ぶ仲間たち』（灰原茂雄論文集・社会主義協会刊）に収録されている岩井、灰原対談「日本の労働運動を語る」の一文を紹介する。

岩井は『月刊総評（最終号）で、何人かの学者が『階級闘争は古くなったんだから、総評が連合に吸収されるのは必然だ』といっているんです。…私にいわせれば階級闘争は古くなったどころではなくて…国鉄闘争のように、ハッキリ対立はある。闘争はある。…皮めくるとかなりの職場で説明抜きにわかるほどの階級対立がある。労働者への搾取には何の変わりもない。…そこでまず思想という問題が出てきます。…何百万人の組合員が階級闘争の思想をもつといってもむづかしいが、指導にあたる者が『階級対立はない』なんていえば、どんどん右へいくでしょう』（274頁）と。

灰原は、『労働者支配と職場闘争』（社会主義協会刊）で、「階級闘争を闘うというあたりまえの立場から」（11頁）と前置きし、『階級闘争の必然としての、プロレタリアート独裁』を承認している『道』（日本社会党の『日本における社会主義への道』）をわれわれは堅持して闘っているのだが、右派は改廃をあくまで固執していることは承知のとおりである。（同25頁）と記している。

更に、「資本主義の枠内でやる労働運動と、社会主義革命をめざす労働運動…三池は社会主義革命をめざす労働運動をやるという立場の唯一の、実践である。」（『三池を語る』31頁）と。

理論と実践

三池闘争、国鉄闘争は、最も熾烈に闘われた階級闘争であつたし、多くの教訓を残してくれた。

国労は1971年の「反マル生闘争」後、「職場に労働運動を」のスローガンの下、『職場闘争の手引き』を策定し、職場闘争を強化し、「マル生」で全施労など当局派組合に組織された労働者の国労への再組織化を進め、その後1975年の「スト権スト」を闘い、春闘をはじめ日本労働運動を名実ともに牽引してきた。国鉄闘争では前段の「国民会議」、そして全国に1000以上の支援・共闘組織が生まれ全国的闘いに発展した。

1990年に発行された『闘い学ぶ仲間たち』（灰原茂雄論文集・社会主義協会刊）は大変勉強になる。なかでも、灰原が提起する「総括運動の欠落」（10頁）、「階級的労働運動構築への任務」（195頁）は、今でも身につまされる。

座談会「同志たちと語る」では「国労、全電通の反合研の幹部、とりわけ国労からは、佐々木守男さん(前国労反合研代表)、宮坂要さん(国労本部書記長)、早田昌二郎さん(国労反合研事務局長)、渡辺和彦さん(国労本部中執)らが自己批判的な総括を述べ、今後の闘いの課題と方向性を提起している。

宮坂さんは「71年の反マル生闘争の総括が不十分だった」、渡辺さんは「前進の段階で『職場闘争の手びき』(反合闘争指針)の提起があったことが大きい……」、佐々木さんは「マル生闘争で思い上がってしまい……」、早田さんは「つくづく思うのは社会党自身がちゃんとしないと、ということですよ」(同261頁)と、全てを読み終えてみて、大変貴重な提起と受け止めた。

また、灰原は「労働運動の本当の意味での総括が全体的にやっぱりないということですよ。つまり、マルクス・レーニン主義に立った階級闘争としての労働運動を重視する立場、しかも実践的な組織づくりを徹底する立場、労働者の気持ちをよく知って改良を進めるということ、……そういう労働運動をもう一ぺんつくらなければならぬ」(『三池を語る』93頁)。また、「向坂教室で実践されたのは、いかに理論が大事か、いかに理論が人間を育てるか、理論というのはいかに実践をつくるか、ということですよ」(同23頁)と述べている。

ユニオンのたたかい

また、現在全国各地で取り組まれている「ユニオン運動」も積極的に評価すべきである。歴史的に見てみると、総評は岩井事務局長時代に地区労の組織化と共に、中小未組織労働者の組織化のために加盟費の他に組織対策費を徴収し、全国に総評オルグを配置し、特に全国一般など中小の組織化に貢献してきた。

この財産は今日でも生きている。今日では更に、ユニオンが地域労働運動の主要な柱になっている。これを見逃してはならない。

公務員も大企業労働者も中小・零細企業労働者も派遣労働者も、下請け労働者も、一人親方も、失業者も労働者階級である。ユニオンに結集する労働者は決して「落ち穂」ではない。「共産主義者は、労働者階級の直接当面する目的や利益を達成するため闘う。しかし共産主義者は、現在の運動のなかにあって、同時に運動の未来を代表する」(『共産党宣言』95頁)と。

加藤氏の思いがどうであれ、「落ち穂」という表現・見方が「上から目線」で労働者の中に分断と差別を持ち込むもので看過できない、との思いを多くの人が抱いたとしても致し方ない。そして大変残念でならない。

(つづく) 2021.3.17 山下 俊幸)

◇信州松本通信◇

向坂逸郎先生と万年筆

「闘いの武器」の行方を気にされていた百瀬嘉郎さん

(一) 『社会主義』一九九二年二月号には「向坂逸郎没後七周年」と題した小特集が生まれ、原野人さんの「向坂先生の思い出」に加え、私の拙文「信州松本と向坂逸郎先生」も掲載されています。

原野人さんはこの稿で、万年筆について次のように触れられています。

「先生が愛用しておられたモンブランの万年筆をくださった。その箱への僕の書き込みを見ると、一九八〇年七月とある。もう十年も昔のことである。

この万年筆のキャップの差し込み口の辺は、細く収縮してしまっていて、金環は留まることができずに、外してある。先生の迫力のある文章は、万年筆が収縮するほど力のこもった手で書かれていたのかと感嘆したものである。実際はこの材質（エポナイト？）が長年の間に自然に収縮したものであろう。しかしもし、この時代に作られた他のモンブランが同じように収縮しているわけでないとするれば、この収縮には先生の手の汗に含まれた特殊な微量成分や熱や力が関係していたのかもしれない。

それにしても見ていると、先生の手にあつた間の歴史の重さがしきりにしのばれる。この万年筆によって、どれほどたくさんさんの歴史に残る名論文や随筆が生まれ、たまたかに疲れた労働者を励まし続けてきたことであろう。

その収縮したキャップとともに、先生はわざわざ新しいキャップを買って着けてくださった。僕の手で怪しげな文章を書くにはもつたいたいと思ひ、めったに使うことはないまま、箱に収めて机の隅においてある。近頃は原稿も専らワープロによっているので、自分の万年筆を使うこともほとんどなくなつた。ましてや先生の万年筆はまったく使うことがないので、紛失する心配もなく、わが家の家宝になつてゐる。」と。

(二) 向坂先生のいわゆる記念版『資本論』の訳業にお付き合いされた岩波書店の竹田行之氏は、向坂先生が亡くなられた時に追悼文を書かれています。そのタイトルは「一本の筆 一卷の人」『社会主義』一九八六年二月初出、向坂ゆき編『道は一筋』所収）であります。

この中で、「万年筆は、生涯といつても文筆活動に入られてからだだが、使い、使いつぶされたのは四本という。モンブラン三本、オトノーが一本。戦前のお仕事はドイツ留学中に求められたモンブランの一本で成つた。ねじりながらペン先を出し、スポイトでインクを注ぐ時代のものである。マルエン全集の翻訳も、日本資本主義論争の筆鋒鋭い文章もすべてこの筆先から生まれた。大学を追われてからの先生は『一本の筆の人』であつた。だが『筆は一本也、箸は二本也、衆寡適せず』（斎藤緑雨）の時代状況の中で筆をとつても発表を許されず、筆を鋏に変えざるをえなかつた。いわば筆を折られたが、断じて筆を枉げられなかつた。

『一本の筆』はいまは褪せてまだらの飴色を呈している。キャップも半ば損じ、やや痛々しい姿である。それは、戦いぬき、傷をうけ、斃れ、眼を閉じている戦士の姿にみえる。突飛な連想のようだが、解剖した医師が『よくぞここまで酷使し、よくぞここまで耐えた』と歎じたレーニンの頭腦のことを思い出す。この筆が生んだものの厩大きさを改めて思う。御遺骨はいまも鷲の宮に置かれているので、お花を供えにあげたときには奥様にお願ひして、『一本の筆』をごらんになるといい。私には先生の化身に見える。為すべきことを為しおえた『一本の筆』は見る人に人の生き方について何事かを教える。」と記されています。

(三) 向坂先生が亡くなられてしばらくしたころ、百瀬嘉郎さんから会いたいとの連絡をいただき、お宅におじゃましました。

向坂先生のお宅に伺う機会があつたら、ゆき夫人に聞いてほしいことがあるという

のです。それは、「向坂先生は何本かのモンブランの万年筆を使っておられたが、これらの行く先はどうなったのか、それを聞いてほしい。」とのことでした。

さてどうしたものかと思いつつ、ゆき夫人を訪ねた折に聞いてみました。まずは法政大学大原社会問題研究所へ蔵書や蔵書印等とともに、そして小島恒久先生、原野人さん、そして和氣誠先生へ。

このことを百瀬嘉郎に報告しますと、「先生が最も信頼されていたお弟子さん達に差し上げたと思いますよ。」と言われました。

(四) ちなみに、私の頂いたものは、先生が最晩年に新聞等読むときに使われていたレンズの直径十二センチ半の拡大鏡です。加えて和氣先生が松本に越してこられた時に、勉強机と居間にあったLPレコードをいただいてしまいました。

ドイツ留学時代、ベルリンで、フルトヴェングラーの指揮で「第九」を聴いた(新潮選書『わが資本論』109頁)という向坂先生ですが、LPのなかには、フルトヴェングラーがバイロイト祝祭管弦楽団を指揮したベートーヴェンの「第九」があります。これには「(非売品)フルトヴェングラーの『第九』のききどころ、解説 村田武雄」と銘打った十七センチ版のLPレコードが付されています。

時々このLPに針を落としながら思うのですが、私には、「拡大鏡を使って新聞を読むようになるまで、勉強しなさい！」ということに違いありません。そして私のすべきことは、理論的な勉強をしつつ、信州松本での向坂先生の足取り等を記録し、残してゆくことだと思っています。(二〇二一年二月一四日 中澤 秀行)

構造化する「累進増税なき所得制限撤廃」

―子ども手当、幼保無償化、一律10万円給付(上)―

以下、「金持ちにも貧乏人と平等な給付をするが、その分は累進的課税で回収するから問題ない」という新社会党本部の言い分を検討した。党大会も近い。最後まで頑張ろう。

普遍主義の実現、部分B―としての子ども手当

10年ほど前の民主党政権時代に子ども手当というものがあつた。それ以前の児童手当(以下「旧児童手当」という)の金額を引き上げるとともに、所得制限を外し、中学校終了までの子どもすべてを支給の対象にした。しかし政権末期には、再び所得制限付きの児童手当に戻され、自公政権になった現在も、それが続いている(以下「現児童手当」という)。

民主党政権の子ども手当に対する新社会党執行部(およびその周辺の方々)の評価は、きわめて高い。理由は言うまでもあるまい。今大会の第4号議案冒頭にかかげられた「一人ひとりには給付を受ける権利において平等である」という「所得制限のない普遍主義」を、子ども限定ではあつたが、実現したものであつたからである。しかも、金額的にも一律な給付という、願ってもない形になっていた。

たとえば本部の討議資料(2017年)(以下「2017討議資料」という)では、

次のように言われている。「所得制限をなくして、対象者に対して一律に給付すべきであるという考え方が普遍主義です。民主党政権で実施された『子ども手当』は、中学生以下の子ども全員に一定額を支給しましたが、普遍主義という考え方に基づくものでした。」その上で、民主党政権が瓦解して「所得制限付きの児童手当」に戻ったことを、「残念」となげくのである。

そして、新社会党の今大会第4号・第5号議案に掲げられた「子ども手当」（一人当り月3万円、中期的には月5万円）は、この民主党政権時代の子どもの手当への「再挑戦」なのである。それは部分BIである。2017討議資料では、この種の手当等について、「ベーシックインカムを考え方を基に、年齢だけを制限した部分的ベーシックインカムです」と明記されていた。だがBIは、その後「今後の研究課題」として棚上げされたはずである。それがこんな形で素知らぬ顔して今回の議案に紛れ込んでいる。この議案が通れば、BIに向けた舵が大きく切られることは間違いない。

民主党的子ども手当もたらした格差拡大

所得制限なしで給付するということは、金持ちや資本家にも給付する、ということである。この点について追及されると、執行部は、その分は累進的な課税の強化で「回収」するのだ、と開き直る。じゃあ、累進的課税の強化による「回収」がなされないうちは、あるいは少なくともその目処がつかないうちは、所得制限の解除は行なわない、そう受け止めてよろしいですね・・・こう質問してみると、たちまち執行部はそわそわし、目が泳ぎ始める。そんな決意など、持ち合わせていないからである。

言うまでもないことだが、累進的な課税強化が実現しないうちに所得制限を先行して解除してしまえば、それによって最も得をするのは金持ちである。新社会党執行部が絶賛するところの民主党政権の子ども手当は、その典型であった。このとき、それまでは児童の年齢等に応じて月額5千〜1万円だった旧児童手当が、一律に1万3千円になったので、対象児童のいるすべての世帯で手当額が増えた。だがその影響は、所得制限ライン（当時は、片働き世帯なら父母等の年収の高い方で約860万円）を境にして異なった。これ未満の層（中低所得者層と呼んでおく）では、受給額が増えたといっても、従来の受給額との差額が増えたというにすぎない。これに対して制限ライン以上の層（高所得者層と呼んでおく）では、それまで所得制限によってまったく受け取っていなかった手当が一気に満額受給できるようになったわけであるから、その増加額は、中低所得者層を大きく上回るにいたったのである。具体的な数字で見ると、中低所得者層においては対象児童一人当たりの年間増加額が3万6千〜9万6千円であったのに対し、高所得者層では15万6千円であった。格差という点から見ると、かえって拡大してしまったのである。（中学生への支給については「新設」。）

「所得制限の撤廃」が緊急の課題なのか

このように、累進的な課税強化が実現しないうちに先行して所得制限を解除してしまえば、最も「恩恵」を受けるのは高所得者層になるのである。ところが新社会党の執行部は、これを地味でいった民主党政権の子ども手当を絶賛する。なぜか。新社会党の執行部にあつては、ある政策を評価する際の基準が、もはや「格差がどれだけ縮ま

ったか」ではなく、「BIにどれだけ近づいたか」ということになってしまっているからである。だから、累進課税の強化がまだなされていなくても、それどころか、その目処すらまったく立っていないなくても、さしあたり所得制限が外れて「給付における平等」が実現するのであれば、それだけでもう絶賛するハメになるのである。

だが、現児童手当の緊急の改善点は、所得制限の撤廃ではない。現児童手当は、片働き世帯なら父母等の年収の高い方で約960万円というところに線引きラインがあるが、これによって対象から除外される児童は全体の9・8%にとどまる。残りの90・2%は給付の対象となっている。(内閣府2019年度「児童手当事業年報」)また、除外された児童に対しても、金額は児童手当の半分以下ではあるが、月額5千円の特例給付がなされているところである。

なお政府は、この特例給付について、前記年収基準で約1200万円以上の層については来年の10月から廃止しようともくろんでいる。だが、これに該当する児童は、全対象児童のうちの3・7%程度にとどまる。所得制限のない「普遍主義」を掲げる新社会党の執行部は、当然、この廃止に反対することになるのだろうが、この層に対するしかるべき累進的な課税の強化がなされないかぎり、血眼になって反対する理由は何もないはずだ。

児童手当とステイグマ

また、児童手当の場合、支給する際のふるい分けは、前年度の所得でもって半自動的になされるので、受給に当たってステイグマ(恥辱感)が発生する余地もほとんどない。

所得制限のない「普遍主義」を主張する方々は、給付の対象者をしぼる「選別主義」にはステイグマが伴う、「普遍主義」でやればその懸念はない、このことを盛んに主張される。だが、何らかの「選別」があれば必ずステイグマが生じるというものではない。

たとえば、給付に当たって資産調査(ミーンズテスト)を行なう場合、調査する「資産」の範囲を「所得」だけにとどめるのか、それとも「土地・建物・預貯金等」にまで広げるのか、それによって、ステイグマの発生余地はかなり異なる。「所得」だけにとどめるのであれば、「選別性」は相対的に薄まる。

さらに、「所得」で選別するにしても、その線引きラインをどのレベルに設定するかによって、制度は、より普遍的にもなり、逆に、より選別的にもなる。線引きラインを高めに設定すれば、大多数が支給対象者になる。「支給する」ことを原則としたうえで、例外的に「支給しない」側に属する者をリストアップして除外するという、いわゆるネガティブリスト方式になる。これとは逆に、線引きラインを低めに設定すれば、大多数が支給対象から外れることになる。「支給しない」ことを原則としたうえで、例外的に「支給する」側に属する者をリストアップして対象者とするという、ポジティブリスト方式である。後者のやり方は選別的であるが、前者のやり方は、「選別」は行なうものの、支給対象者が大半を占めることになるので、より普遍的であることになる。

児童手当の場合、調査の対象となる資産は「所得」のみであり、不動産の所有状況

や預貯金の多寡まで問われることはない。また、所得による「選別」の線引きラインもかなり高めである。「支給する」ことを原則としたうえで、例外的に「支給しない」側に属する者をリストアップするネガティブリスト方式になっている。したがって、ステイグマが発生する余地はほとんどないのである。

「中低所得者層」の改善が急務

このように、現児童手当にかかる緊急の改善点は、所得制限の撤廃ではない。むしろ中低所得者層の底上げである。

現児童手当の支給月額額は、月額1万〜1万5千円になっている。旧児童手当と比べて5千円ずつの底上げである。(中学生への支給については「新設」。)だが他方では、子ども手当が導入された際に、民主党政権が所得税や住民税の年少扶養控除を廃止するという増税政策をあわせて実施した。このため、差引きした実質収入がどうなっているかを見る必要がある。すると前記年収基準で約500万円を超えただけで差引き実質収入がマイナスになっている実態が浮かび上がってくる。

社会主義政党政はこうした切下げに対する「抵抗闘争」の組織者でなければならぬ。切下げによるマイナスは、給付月額を全体的に5千円ずつ引き上げることにより、さしあたり解消可能である。それはまた、年収約500万円以下の層の実質給付額をさらに増額することにもなる。これが緊急課題である。

残念ながら、現在、野党各党の中で、こういうかたちで児童手当の問題点を指摘し、その具体的改善を掲げている党はない。直近の国政選挙(2019年参院選)の公約を見よう。立憲民主党と国民民主党は、民主党時代の「失敗」のトラウマがあるのか、児童関係の手当については、沈黙を決め込んでいる。共産党と社民党は、「児童手当の拡充」で足並みをそろえるが、その具体的な内容はというと、共産党は「支給期間を18歳までに延長」、社民党は、特に記載がないという状況にある。であれば、新社会党こそが、これを具体的に掲げるべきである。

政府が高所得者層の給付を切下げるのは、中低所得者層の不満をそらすとともに、今後全体的な切下げを進めていくためのパフォーマンスである。これに対してわれわれはどうすべきなのか。パフォーマンスを封じるために、高所得者への給付を継続するようにと、求めるべきなのであろうか。そうではないはずだ。われわれは、「高所得者への給付を切り下げたいというなら、勝手にどうぞ。ただし、そうしたからといって、われわれは、政府が本気で大衆のことを考えているとは思えない。実際に大衆のための給付を増やすかどうかで判断させてもらう。」と、要求を突きつけていけばいいだけである。それが、われわれの闘争方針でなければならぬ。

(つづく) 2021.3.21 佐々木一雄

「唯物史観」の学習 第一回

― 川口武彦著 「唯物史観」労大新書 1978年 ―

☆ 新たな学習会開催に当たり、思うこと

1、一人でも新たな学習参加者を迎えたい。新鮮な空気が欲しい(金魚ではないが)。

- 2、「唯物史観」の基本、労働者のな世界観を身につける。
 - 3、これまでに反合研で勉強してきた、「労働者の世界観」「知っておきたいマルクス資本論」「資本論入門」「経済学入門」をフル活用・復習しながら一ヶ月くらいかけてレジュメを作ってください。
 - 4、私からは、関連する参考文献を紹介します。
 - 5、レポーターに当たらなくても、必ず事前に学習範囲を一回は読んでみてください。
- 序説 唯物史観を学ぶために（堺利彦とその思想）（5〜31頁）
- 1、現代という時代を生きるために（7頁）
- ☆ 思想の確信を持たないことあることに一喜一憂してしまう。経験主義では通らない、物知りだけでも通用しない、求められるのは真の思想性、思想の深さ。この思想の確立のために唯物史観を学ぶ。

☆ 堺利彦に学ぶ

* 明治末期〜大正初期の「冬の時代」を生きぬいた

ア、1910年（明43）大逆事件で幸徳秋水らを失う（堺は2年前の赤旗事件により収監されていた）

イ、その後は、社会主義運動はもとより、社会主義思想そのものが禁圧されたウ、この冬の時代を持久戦で生き抜く。「売文社」で同志たちと時勢を待つ。

刑死した同志たちの遺族を慰問し、生き残った若い同志たちの心と生活を支える。

エ、1914年（大3）、「へちまの花」発刊で第一歩。翌年「新社会」に改題。

「小さき旗上げ」を載せる。

オ、堺と「新社会」が、社会主義運動再出発の理論的支柱を築き上げていく

* 堺は、どのような暗黒時代にあっても、つねに将来に明るい展望を見失っていない。そこには、つねに歴史の発展法則に対する確信があったから（10頁）

* 自らを「凡人」と呼び、平凡を愛した。「革命家は英雄豪傑にあらず」

2、おたまじゃくしの話（13頁）

* 堺は冬の時代に、言えるだけのことを言い続けている。その底には思想の確信が流れている。

オタマジャクシに託して、社会の発展法則を言う（1912年）。

* 「火事と半鐘」では、「半鐘を叩くから火事が起こる」|| 「変な奴らが演説するから世間に騒ぎが起こる」|| 「変な奴らの演説は止めるに限る」という世間でのおかしな論理の例を出す。
（2021年3月26日 森 勉 抜粋）

◇ 読者からのおたより ◇

プレ満月の夜に 桜の満開と緊急事態宣言解除にともない、人が溢れかえっています。この5日間撮った写真を転送します。武蔵野の花達も綺麗ですので。古来の日本人は梅をこよなく愛でていたようですが、新古今和歌集では、桜を詠んだ歌が大半だったそうです。

* 薄き色 染井吉野に 心躍る 咲麗（さきうら）しりて 風にたゆと

雨と風に 身を震わせ 水面や歩道に落ちて行き 葉桜翠も薫り発つ 実を結びての来る年に
再びの交感待ちながら……
（2021年3月28日 兼子千栄子）